

社会福祉法人三矢会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三矢会の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事及び評議員の報酬等)

第3条 非常勤の役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定めるところにより、報酬を支給し、及び実費を弁償する。

2 前項の報酬等及び実費は、その都度、原則として、現金により支給し、及び弁償する。

3 常勤の役員には、報酬月額 500,000 円を支給する。

4 常勤の役員が退任したときは、その者（退任が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職慰労金を支給することができる。この場合において、当該退職慰労金の支給の可否及びその金額については、評議員会の承認を受けなければならない。

5 前2項の報酬等の支給の方法及び形態については、社会福祉法人三矢会職員に対する給与の支給方法の例による。

(監事の報酬等)

第4条 監事が社会福祉法人三矢会定款第20条に規定する業務を行ったときは、別表2に定めるところにより、報酬を支給し、及び実費を弁償する。

2 前項の報酬等及び実費は、その都度、原則として、現金により支給し、及び弁償する。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(雑則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

2 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償額
理事会出席報酬等	10,000 円	実費（バス運賃とする。）
評議員会出席報酬等	5,000 円	実費（バス運賃とする。）

別表2

名 称	報 酬	実費弁償額
監事監査指導報酬等	15,000 円	実費（バス運賃とする。）